

年金

ライフスタイルにあわせて
国民年金の届出を…

成人、就職、結婚、転職、退職など、人生の節目では国民年金の加入の仕方が変わります。そんな時は、忘れずに該当する窓口で手続を、お願ひします。

20歳になったとき

自営業や学生の方などは、必ず国民年金加入の届出を。
※厚生年金や共済組合の加入者は除きます。

↓ 町民課年金係

会社などに勤めはじめたとき
国民年金の加入者は、喪失の届出を。

↓ 町民課年金係

扶養している配偶者がいる方は、第3号被保険者の届出を。
↓ 配偶者の勤務先

会社などを辞められたとき

国民年金加入の届出を。

また、扶養している配偶者がいる方は、配偶者も変更の届出を。
↓ 町民課年金係

配偶者が会社を変ったとき
扶養している配偶者がいる方は、改めて第3号被保険者の届出を。

↓ 配偶者の勤務先

配偶者の扶養になったとき
結婚や退職などで厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養になった方は、第3号被保険者の届出を。

↓ 配偶者の勤務先

配偶者扶養からはずれたとき
第3号被保険者の方は、第1号被保険者への変更届出を。
※第3号被保険者死亡の場合は、配偶者の勤務先です。

↓ 町民課年金係

海外に住むようになったとき
海外に行くため住民票をはずされると、国民年金加入は任意となります。そのため、加入を希望される方は、任意加入の届出が必要です。

※帰国の際は、再び住民票を置かれる市町村で加入や変更などの届出が必要です。

↓ 町民課年金係

問い合わせ

役場町民課年金係

☎985-4106

保険医療

交通事故にあつたとき
国保へも届出を

交通事故など、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、国民健康保険で治療が受けられます。

必ず届出を

国民健康保険で治療を受けようとする場合、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。この届出がないと、国民健康保険が使えなくなる場合があります。交通事故などにあつたらすみやかに警察に届け出て、事故証明書（自動車安全運転センター）をもらつて、必ず役場町民課保険医療係へ届出をしましょう。

医療費負担は加害者の義務

第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、加害者が過失に応じて負担するのが原

則です。したがって、国民健康保険で治療を受けると、国民健康保険は加入者の医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

示談は慎重に

国民健康保険の窓口へ届出をする前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませてしまうと、国民健康保険で治療が受けられない場合があります。

示談を結ぶ前に、必ず国民健康保険の窓口にご相談ください。

※老人保健も同様の手続が必要です。

なお、「第三者行為による傷病届」は、役場町民課保険医療係に置いています。
※次の場合は国民健康保険で治療を受けることができません。

- ① 業務上のケガの場合
- ② 酒酔い運転、無免許運転などによるケガの場合

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎985-4107

募集

「ひまわり塾」
塾生募集

私たち塾生は、現在15名で活動しています。

「男女共同参画社会づくり」に向けて女性自身が積極的に意識改革に取り組むことを目的に、一人ひとりのライフスタイルを大切にしながら、学習会を重ねています。この会で学んだことを、さらに周囲に発信していければと考えています。自由に意見を話し合いません。

活動は、年6回程度で、男性の方も大歓迎です。電話でお申し込みください。

申込み・問い合わせ

塾長 松岡陽子

☎984-8158

役場企画財政課
男女共同参画係

☎985-4101

(執務時間中)